

概要版

国史跡 鹿児島城跡保存活用計画 素案



令和7年12月

鹿児島県

計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革

- ・ 慶長 6 年 (1601) 頃 初代薩摩藩主島津家久が鹿児島城を築城
- ・ 昭和 6 年 (1931) 城山部分が国の天然記念物及び史跡に指定
- ・ 昭和 28 年 (1953) 本丸の石垣と堀が県指定史跡に指定
- ・ 令和 5 年 (2023) 官民連携事業による御楼門建設に伴う発掘調査等の成果が評価され、国史跡の指定範囲に県の指定範囲等を含む土地が追加されるとともに、指定名称が「城山」から「鹿児島城跡」に変更
- ・ 令和 6 年 (2024) 鹿児島県は、鹿児島市とともに本計画の策定を開始

2 本計画における目的

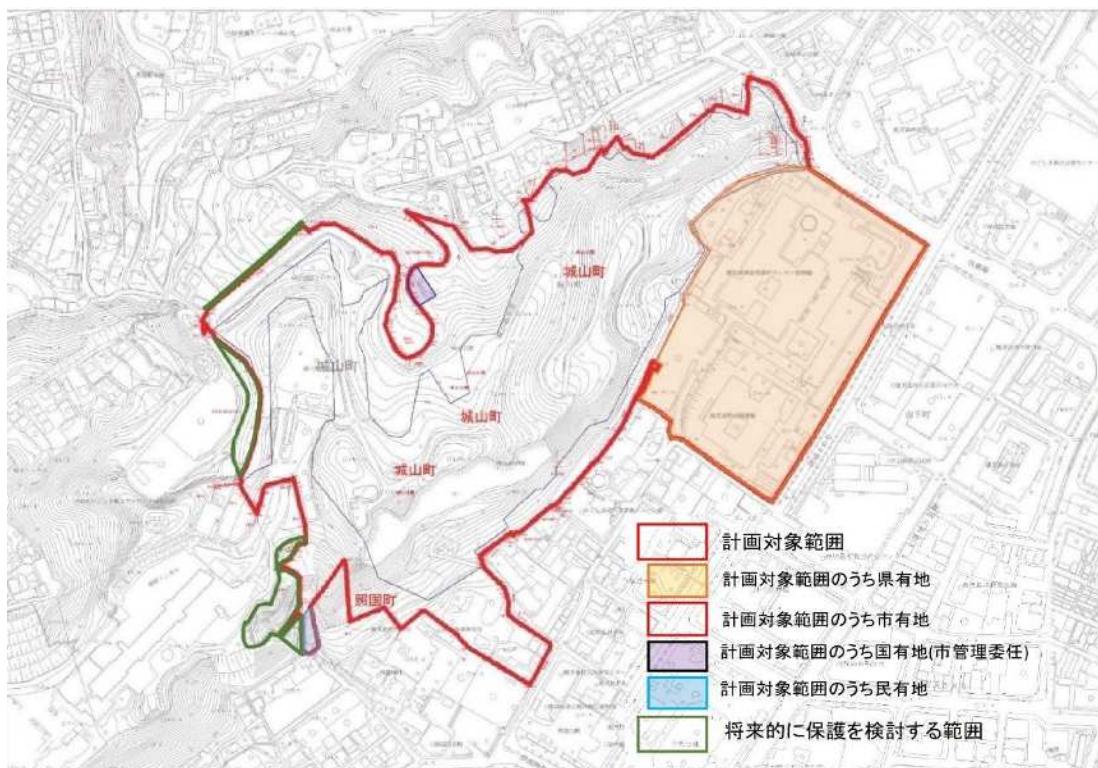
国史跡「鹿児島城跡」の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存整備、活用、調査・研究していくための基本方針や方法、現状変更の取扱基準等の方向性や全体像を定める。

3 本計画の対象範囲

鹿児島城跡のうち、文化財保護法に基づく史跡指定地（第 1 図）

4 本計画の対象期間

令和 8 年 (2026) 4 月 1 日から令和 18 年 (2036) 年 3 月 31 日までの 10 年間（途中改定あり）



第 1 図 計画対象範囲

国史跡鹿児島城跡の本質的価値

1 鹿児島城跡の構造的特徴

鹿児島城跡は、市街地を取り囲む標高約100メートルから200メートルのシラス台地の端部に築かれた中世山城跡である「城山」地区（上山城跡），その南東面の麓にある近世の「居館」地区，南側及び北側の外堀（外堀は現在埋没），東側の鹿児島湾に囲まれた外郭である「城下」地区で構成される，江戸時代を通じて山城と麓が一体的に機能した城跡である。



赤枠・・「城山」地区
燈枠・・「居館」地区
青枠・・「城下」地区
※各色の網掛けは指定範囲

2 鹿児島城跡の文化的な様相

(1) 遺構について

本丸跡において御殿内部の建物や御角櫓等の建物の基礎部分と考えられる坪地業，基礎石列や，排水溝等のほか，築山や池といった庭園の遺構，さらに能舞台の橋掛け跡が確認された。

(2) 遺物について

茶道具のほか，琉球陶器，中国やヨーロッパ製の陶磁器，オランダの文献を参考にして作られたと推測される日時計など，海外との交易を伺わせる遺物が出土した。



本丸にあった庭園



本丸跡で確認された能舞台橋掛け跡



現在も使われている
石橋(九臯橋)



オランダの文献を参考に
したと考えられる石製の
日時計



鹿児島城跡から出土した
ヨーロッパ産陶磁器

3 鹿児島城跡の日本の近代化の証左

二之丸跡において御台所跡から糠作りの焚き窯場と考えられるレンガ積み遺構、陶磁器を製造していた建物、御稽古所、水泳場等、第11代藩主斉彬による近代化事業の遺構が確認された。

また、明治10年(1877)の西南戦争時に築かれた堡壘跡や堡壘状の遺構が確認されたほか、御楼門周辺の石垣にも砲弾跡、銃弾痕が確認され、付近から多くの銃弾が出土した。

鹿児島城跡は、近代の西南戦争の主戦場の一つにもなった重要な城跡である。



本丸跡の石垣に残る西南戦争の砲弾・銃弾痕

保存活用計画の大綱及び基本方針

大 綱

- 鹿児島城跡を将来にわたり適切に保存管理し、次世代に確実に継承する。
- 鹿児島城跡の調査・研究を継続して本質的価値の更なる掘り起こし等を行い、鹿児島城跡の価値や魅力の向上を図る。
- 鹿児島城跡を訪れた人々が、安全に史跡景観や自然景観に親しみ、その価値を理解できるよう、積極的な公開活用、整備及び情報発信を行う。

基本方針

1 保存管理の基本方針

鹿児島城跡の特色及び本質的価値を、天然記念物の本質的価値とともに適切に保存管理。

2 活用の基本方針

鹿児島城跡の範囲を明確にし、地域の資産として、学習の場や観光資源など、広く来訪者や県民に親しみと理解が得られる保存・活用策を充実。

3 調査の基本方針

絵図等をもとに、地権者の理解と協力を得て追加指定を目指す。

4 整備の基本方針

- 天然記念物の現状保存に配慮しつつ、城跡の特色が伝わる整備を目指す。
- 史跡本来の姿で保存することに努め、歴史的建造物や遺構の復元整備等に当たっては、学術的な調査と専門家等による検討を踏まえて慎重に実施する。
- 上記項目の実施に向けて、鹿児島城跡の保存・活用のための将来像を計画する。

5 運営・体制の基本方針

鹿児島県及び鹿児島市が、連携して維持管理を行うとともに、城跡の調査研究を組織的かつ継続的に実施し、その成果に基づき、地域の理解と協力のもと運営の仕組みや体制づくりを検討する。



参考 左：鹿児島城跡 右：石垣の現地解説の様子

国史跡鹿児島城跡の保存管理について

課題

- ・ 遺構の保存と現状把握
- ・ 遺構（石垣等）の維持管理（石垣周辺の樹木の伐採等を含む）
- ・ 天然記念物及び指定地内既存施設と史跡の維持管理の調整
- ・ 管理に必要な施設（文化財保護法に基づく標識、説明板等）の設置

課題への対策等

1 日常的な保存管理

- (1) 鹿児島県文化財保護指導委員や鹿児島市担当職員による巡視等（石垣については、鹿児島県の担当職員）。
- (2) き損箇所等を把握した場合、管理者等は、文化庁へ報告し、立入禁止措置や応急措置等を行う。

2 計画的な修理

修理が必要な遺構（石垣や土塁など）についての、計画的な修理。

3 現状変更について

- (1) 文化財保護法に基づき、「調査及び整備のための場合を除き、原則として現状変更を認めない」ものとする。ただし、劣化した遺構の修復、安全対策及び既存施設の維持管理のために必要な設備の改修については、遺構の保存措置を執ることを前提に必要な最低限の現状変更を認める。
- (2) 鹿児島県及び鹿児島市は、文化財保護法第120条に基づき、管理に必要な標識、説明板等の設置を行う。

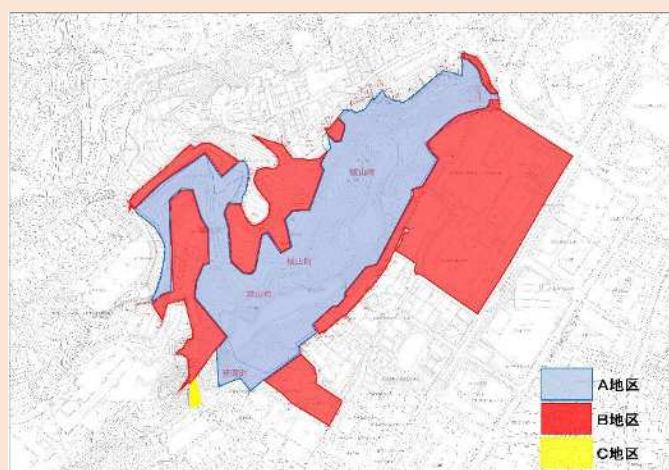
4 地区区分の設定及び地区毎の現状変更取扱い基準（第2図）

A地区 史跡及び天然記念物の保存

管理上、原則として現状変更を認めない範囲

B地区 史跡の保存管理上、原則として現状変更を認めない範囲

C地区 史跡の現状変更について事前に鹿児島市教育委員会及び鹿児島県教育委員会と協議が必要な範囲



第2図 保存管理の地区区分図

国史跡鹿児島城跡の活用について

課題

- 鹿児島城跡の遺構（土塁や空堀等）を簡単に活用することが困難
- 『城山』地区と『居館』地区でひとつの城であることが伝わる活用
- ガイドブックや解説板等の更新や多言語化、ボランティア研修等による周知広報が必要

課題への対策等

1 国史跡鹿児島城跡の「本質的価値」を理解するための活用

- 鹿児島城跡の本質的価値及び「天守を築かない城づくり」の理解増進に取り組む。
- 石垣の特徴、構築技術や西南戦争の痕跡などの顕在化・情報発信に努める。
- 鹿児島県及び鹿児島市は、整備等に伴う調査成果をシンポジウムや黎明館等で公開する。

2 観光資源としての観点からの活用

- 境界柱の打設や解説板等（統一的デザインの採用と随時更新）の設置に取り組む。
- 石垣について、特徴等や西南戦争の痕跡などに関する情報を提供する。
- 黎明館等と鹿児島城跡とを結ぶ周遊ルートは、当面は現状の設備を用いる。
- 「鹿児島城VRアプリ」等の更新や多言語化、ボランティアガイド等への研修等の充実を図る。
- 鹿児島県の日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」と連携する。
- 黎明館及び県立図書館は、鹿児島城跡の理解増進を担うガイダンス施設とする。
- 「かごしま文化ゾーン連絡会」でも、鹿児島城跡の理解増進に繋がる取組を行う。

3 学校教育・生涯学習・地域連携の観点からの活用

- 鹿児島城跡や天然記念物を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成に取り組む。
- 「かごしま文化ゾーン連絡会」は、教育旅行等を活用して鹿児島城跡の理解増進に取り組む。
- 石垣の伝統的技法・在来工法・道具等の理解増進に取り組む。
- 「天然記念物城山」が戦火等を経ながら保存されてきたこと等についての理解増進に取り組む。



参考 歴史・文化ゾーンマップ

4 中心市街地における街づくりの観点からの活用

- 鹿児島市は、「鹿児島市中心市街地活性化基本計画」等に基づく事業が実施される場合には、史跡及び天然記念物に配慮されたものとなるよう努める。
- 同市は、上記計画等の改定の際は史跡及び天然記念物の価値を踏まえた改定について検討する。

国史跡鹿児島城跡の調査について

課題

- ・ 現在の街並みや天然記念物に埋もれてわからにくくなっている遺構等の把握
- ・ 史跡指定地内に残っている石垣の構造の解明
- ・ 史跡指定地内に残っている石垣を保存していくための地下水位の把握
- ・ これまでに発見された遺構、遺物に関する評価の検証、再度の分析
- ・ 文献等調査の休止
- ・ 「絵図等から想定される当時の鹿児島城の範囲」の調査等による確定、国史跡への追加指定等

課題への対策等

1 調査の方針及び主な対象

(1) 基本方針

絵図等から想定される当時の鹿児島城の範囲、構造や変遷について、その解明を目指す。

(2) 城山部分及び居館部分について

山城の構造や中世上山城からの変遷の解明及び近代以降の変遷などを目的とする。

(3) 石垣について

- ア 修復・復旧整備等を行う場合は、事前に構造等の把握・情報収集に努める。
- イ 発掘調査は、専門家検討会議や文化庁の指導助言のもと、慎重に実施する。
- ウ 地下水位の調査を再開し、石材等に及ぼす影響等について調査分析を行う。

(4) 出土遺構及び遺物等について

- ア 発掘調査で発見された遺構は、現地保存する。
- イ 出土した遺物や記録図面類は、調査実施機関が管理する。

(5) 資料（文献・絵図等）について

黎明館や県立図書館等は、資料の収集や分析等を行う。

(6) 調査成果の取扱いについて

調査実施者は、調査終了後速やかに報告書等をまとめ公表する。

(7) 国史跡への追加指定について

文化財未指定区域については、条件が整った土地について国史跡への追加指定を目指す。

2 調査の役割分担の整理

専門家の指導のもと、担当者会議の事務局が、黎明館、県立埋蔵文化財センター、鹿児島市教育委員会と調整し、これら3機関が連携して実施することとする。



参考 発掘調査で判明した
本丸と二の丸の間の堀



参考 本丸跡から出土した鬼瓦

国史跡鹿児島城跡の整備について

課題

- 鹿児島城跡の土塁などの遺構の整備と天然記念物の保存の両立
- デザインの統一等による「城山」地区と「居館」地区での一体的な展示・解説
- 石垣の調査報告に基づいた石垣の維持管理、修復整備
- 自然災害への対応（危険個所の把握、避難誘導対策等）

課題への対策等

1 史跡整備の全体の方向性

- 史跡の本質的価値等が、県民に理解される整備を目指す。
- 整備の際は、天然記念物の保存対策にも配慮する。



参考 石垣の構造を説明する展示物

2 来訪者や地域住民が親しみ活用するための整備

(1) 保存のための整備

- 石垣の維持管理のための整備等、及び石垣周辺の樹木伐採（必要な場合）
- 石垣の整備では、可能な限り旧材を再利用し、伝統的な技法や在来工法により実施する。
- 災害復旧は、予防的な対策が難しいことから、崩壊箇所の復旧を基本とする。

(2) 活用のための整備

- 整備する時期等は、当面、幕末頃を基準とし、VR技術等も活用する。
- 「城山」地区の整備は、安全対策と天然記念物の保存及び遺構の整備との両立を目指す。
- 「居館」地区の整備は、発掘調査等で発見された施設（庭園等）の復元に取り組む。
- 歴史的建造物を建設する場合は、御楼門建設と同様、委員会等を設置し慎重に検討する。

国史跡鹿児島城跡の保存活用の運営・体制について

課題

鹿児島県及び鹿児島市とともに、鹿児島城跡の保存活用の実務及び調査研究を担当する体制がない。

課題への対策等

1 運営・体制の整備方針

- 鹿児島県及び鹿児島市の関係課等が連携して、所有者の理解と協力のもと一体的に運営する。
- 鹿児島県及び鹿児島市は、保存管理等を適切に運営できる体制の整備について検討する。

2 運営・体制の役割分担の整理

- 鹿児島県及び鹿児島市の関係課等は、緊密に連携して史跡全体を一体的に整備、活用する。
- 黎明館と県文化振興課は、保存活用等に関する調整及び専門家検討会議の開催を担当する。

国史跡鹿児島城跡の保存活用の実施計画

(細線: 通常業務で実施 太線: 重点的に実施)

項目	前 期					中 期					後 期					主な実施主体		
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	県	市	その他の関係者
整備基本計画策定																○	○	
保存管理	石垣モニタリング (カルテの追加・修正)															○		
	遺構管理																○	
	植生管理 (史跡管理関係)																○	
	境界測量、標識等設置		■													○	○	
	災害対応																○	
	現状変更等事務															○	○	
活用	解説板等整備			■												○	○	
	ガイドブック等作成					■										○	○	
	講座・シンポジウム等					■										○	○	
	観光・教育等普及啓発															○	○	○
	歴史・文化ゾーン活動															○	○	○
	史跡等の本質的価値を生かした街づくり										■					○	○	
調査	石垣(3D測量、発掘調査、地下水位調査)		■													○		
	指定地内発掘調査			■												○	○	○
	資料等収集、分析															○	○	
	国史跡追加指定															○	○	○
	土地の公有化															○	○	○
整備	石垣設計修復		■													○		
	公園散策道(市道)			■													○	
	遺構等展示					■										○	○	
	A R等を用いた説明						■									○	○	
	本丸庭園の復元							■								○	○	○
	災害対策								■							○	○	
	歴史的建造物復元									■						○	○	○
運営・体制	史跡等の本質的価値を生かした街づくり									■						○	○	
	専門家検討会議															○	○	○
	県及び市の関係各課等(担当者会議)															○	○	
保存活用計画の改定						■										○	○	○

国史跡鹿児島城跡の保存活用に関する取組状況の経過観察

項目	実施例	取組状況			
		未着手	実施中	実施済	備考
保存管理	石垣モニタリング (カルテの追加・修正)	ゲージの確認を行っているか 確認結果等をカルテに反映させているか 保存管理について関係者や関係機関と連携を図っているか			
	遺構管理	保存状態が適切に維持されているか 保存管理について関係者や関係機関と連携を図っているか			
	植生管理(史跡管理関係)	遺構・石垣の保存に影響を及ぼす草木類の有無及び状況を確認しているか 保存管理について関係者や関係機関と連携を図っているか			
	境界測量、標識等設置	境界確定の測量ができるか 境界標は打設されているか 必要な標識等が設置されているか			
	災害対応	災害対策・安全確保策は十分なされているか			
	現状変更等事務	申請手続等について周知しているか 内容等について事前に文化庁と確認しているか その他法や条例等に基づく保存管理がなされているか			
	解説板等整備	史跡等の本質的価値や調査成果が反映されているか 適切な場所や個数で設置されているか 外国人向けの対応がなされているか 史跡等が地域の財産・資源である視点が盛り込まれているか			
	ガイドブック等作成	史跡等の本質的価値や調査成果が反映されているか 外国人向けの対応がなされているか			
	講座・シンポジウム等	史跡等の本質的価値や調査成果が反映されているか			
	観光・教育等普及啓発	史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか			
活用	歴史・文化ゾーン活動	史跡等を周知するための展示やイベントが行われているか			
	史跡等の本質的価値を生かした街づくり	街づくりに史跡等の本質的価値を生かしているか 史跡等を観光や教育など地域振興の資源と位置づけているか 史跡等の景観を維持向上させる計画となっているか			
	石垣(3D測量、発掘調査、地下水位調査等)	保存活用計画、整備基本計画等に即して計画的に実施しているか 発掘調査については調査中を含め適切に公開しているか			
	指定地内発掘調査	保存活用計画や整備基本計画等に即して計画的に実施しているか 調査中を含め適切に公開しているか			
	資料等収集、分析	保存活用計画や整備基本計画等に即して計画的に実施しているか 調査中を含め適切に公開しているか			
	国史跡追加指定	諸調査等の成果に基づき検討しているか 土地所有者の理解と協力を得られるよう努めているか			
	土地の公有化	諸調査等の成果に基づき検討しているか 土地所有者の理解と協力を得られるよう努めているか			
	石垣設計修復	保存活用計画、整備基本計画等に即して整備しているか 整備内容等をカルテに記録しているか 整備状況を適切に公開しているか			
	公園散策道(市道)	史跡・天然記念物の保存に影響がないよう整備しているか 史跡等の保存や景観に配慮した工法、材料等を採用しているか			
	遺構等展示	諸調査等の成果に基づく展示となっているか 天然記念物に配慮した展示となっているか			
整備	A R等を用いた説明	諸調査等の成果に基づく内容となっているか 外国人向けの対応がなされているか			
	本丸庭園の復元	諸調査等の成果に基づく内容となっているか			
	災害対策	巡視等による予兆の確認、関係機関との協議を行っているか 崩壊箇所への立入禁止、復旧等を行っているか			
	歴史的建造物復元	専門家による委員会等を開催し指導・助言を得ているか 諸調査等の成果に基づく内容となっているか			
	史跡等の本質的価値を生かした街づくり	街づくりに史跡等の本質的価値を生かしているか 史跡等を観光や教育など地域振興の資源と位置づけているか 史跡等の景観を維持向上させる計画となっているか			
	専門家検討会議	整備計画等について、適切に会議を開催し指導・助言を得ているか 事業等について、確実に報告し、助言等を得ているか			
	県及び市の関係各課等 (担当者会議)	構成機関相互の連携がとれているか 関係者との連携がとれているか 各事業の関係部署との必要な連携がとれているか 構成機関は保存活用に関する予算確保に向けて取り組んでいるか			
	保存活用計画の改定	諸調査等の成果を踏まえた見直し等を適切に行っているか			